

京都スタジアム（仮称）検討特別委員会

日 時 平成 29 年 2 月 2 日（木）午前 10 時～
場 所 全員協議会室

1 開議

2 案件

（1）質疑等項目について

3 その他

（1）次回について

《京都スタジアム(仮称)検討特別委員会》 質疑等項目一覧表

No.	分類	質疑等項目	備考
1	財政	スタジアム整備に伴い、市の将来負担比率、経常収支比率はどうなるのか等、すべての財政上の課題について明らかにされたい。	
2	財政	スタジアム用地変更後の財政に対する問題点について、市債が10.9億円増加し、市民負担が増えると考えるがどうか。	
3	財政	駅北の京都スタジアム(仮称)用地の買収費は、さらに何億円を見込んでいるのか。また、事業費は総額でいくらになり、うち亀岡市的一般財源と特定財源はどのようになるのか。亀岡市の財政規模から、他の緊急を要する事業への影響は無いのか。	※総事業費の内訳などを明示すべきである。

«京都スタジアム(仮称)検討特別委員会» 質疑等項目一覧表

No.	分類	質疑等項目	備考
		(財)日本サッカー協会のスタジアム標準(サッカースタジアムの建設・改修にあたってのガイドライン)は、「広域立地条件」として、「スタジアムの特性から、試合やイベントの開催時には、数万人規模の人が集中します。結果として、大きな歓声や照明の周囲への漏れ(スカイグロー)、交通渋滞など周辺地域に影響が出ますので住宅地域から離れた場所が適しています。」(5頁)と指摘している。現地は追分町や向嶋団地から100m程度と近接しており、以下の点の対応はどうか。	
	騒音等対策	①スタジアム完成後、近隣地域等への騒音、振動の影響はどうなるのか。	
4	騒音等対策	②照明は「ピッチ内のいずれの個所においても照度1,500ルクス以上の明るさを保持し、均一であること」(Jリーグのスタジアム検査要項)となっているが、周囲への漏れ(スカイグロー)はないのか。	
	交通対策	③スタジアムが稼働する際の交通対策はどのように行うのか。 スタジアムに2万人規模の観客が来るときに、JR亀岡駅はもつのか。他のスタジアムの場合はどうであるのか。Jリーグの試合であれば、アウェーの応援団は大型バスでも来ると思うが、実際に入って来ることができるのか等を含め、交通全体としてのシミュレーションを聞きたい。	
	市民説明	④京都スタジアム(仮称)の実施計画にともなう課題整理について、亀岡インターのほか篠インター等から降りた車が市内を通行する可能性がある。このような交通渋滞をはじめ、環境・景観・騒音等に関して、影響があると考えられる近隣住民(追分町、古世町(向嶋)、篠町等を含む)への説明会を実施する必要があると考えるがどうか。	

《京都スタジアム(仮称)検討特別委員会》 質疑等項目一覧表

No.	分類	質疑等項目	備考
5	経済効果 スタジアムの利活用	<p>スタジアムの新用地での事業計画に基づき、正しく分析された亀岡市での経済効果(波及効果)について示されたい。</p> <p>当初の用地での経済効果については、駅北土地区画整理事業とスタジアムを合わせ、一体性のあるものとして、その効果は計り知れないとの説明であったが、用地が変更された場合どうなるのか。</p> <p>また、多種目のスタジアム使用は可能か。</p>	当初の経済効果から変化している点は。スタジアムの使途の確認を。
6	経済効果 スタジアムの利活用	<p>「稼ぐ」スタジアムを他市の例も参考にし、本市としてはどのような構想を考えているか。(特別委員会としても研究し、積極的に提案していくべき)</p> <p>※多機能複合型のスポーツ施設</p>	<p>以前の場所は都市公園内で営利目的の活動を制限されていたが、建設予定地が隣接地に変わりスタジアムの多機能化と地域活性化にも貢献できる。</p> <p>※府の具体的な実施設計図が示されていないので、検討に無理な面もあるが。</p>
7	スタジアム周辺の整備 京都・亀岡保津川公園	周辺整備全体像(13.9ha含む)について示されたい。京都・亀岡保津川公園の用地利用については、市民の大きな問題意識の根源である。スタジアムが建設され、その周辺の整備も含めどのようなまちづくりがなされるのか。	

«京都スタジアム(仮称)検討特別委員会» 質疑等項目一覧表

No.	分類	質疑等項目	備考
8	京都・亀岡保津川公園	<p>現在購入している14億円の当初のスタジアム建設予定地について、都市計画公園としての整備計画はどうなるのか。</p> <p>①国や府に要望しているが本市として基本計画を示すべきと考える。(前の計画では15億円の整備計画であったが)。</p> <p>②トイレ等上下水道事業費、公園・周辺整備費などはどのように見積もっているのか。</p> <p>③整備費の財源等の見通しを明らかにすべきである。</p>	
9	スタジアム周辺の整備	曾我谷川左岸の当初計画(13・9ha)では、サブグラウンドや駐車場を一体のものとして配置されていた。土地区画整理事業地内に3・2ha規模で計画するならば、サブグラウンドや駐車場は誰がどのように整備するのか。また、サブグラウンドは2つ必要なのではないか。	
10	スタジアム周辺の整備	スタジアムを中心とした「花と緑」の都市公園計画について、市長は「亀岡まるごとガーデン・ミュージアム」として、亀岡の玄関口であるJR各駅前等の景観保全などを推進することとされているが、京都・亀岡保津川公園も含め、市民が憩えるスタジアムを整備していく必要があると考えるがどうか。	もっと市民に宣伝・アピールすべき。

«京都スタジアム(仮称)検討特別委員会» 質疑等項目一覧表

No.	分類	質疑等項目	備考
11	協議経過等	環境保全専門家会議との協議経過について、説明を求めるべきと考えるが。	特別委員会で14億円で用地購入を決断するに至った事についての説明を(市民の関心のある)。
12	協議経過等	都市計画決定した「京都・亀岡保津川公園」について、数々の問題点が指摘されていたにもかかわらず、先に用地を購入し、後から調査を行ったことで、今の移転問題が生じたことは事実である。このような行政行為(とその責任)についてどう考えるのか。	※当時、文化庁など関係機関との協議が十分になされていたのか。
13	協議経過等	「アユモドキ等の自然環境と共生する亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)の整備について」(平成28年4月27日・環境保全専門家会議 座長提言)により、亀岡駅北土地区画整理事業用地を亀岡市は場所確定した。座長提言にある「地下水脈保全」の条件が現時点において担保されていないのに、用地変更を決定した理由とその時期について示されたい。	

《京都スタジアム(仮称)検討特別委員会》 質疑等項目一覧表

No.	分類	質疑等項目	備考
14	協議経過等	前市政で設置されていた、「大規模スポーツ施設の誘致に係る検討会議」(栗山市長・両副市長・企画管理部長・総務部長・まちづくり推進部長・まちづくり推進部理事等で構成)は亀岡駅北側(区画整理内)を検討し、「市街地に近接しており、影響はややある」、また、「景観計画上課題がある」と判断され、栗山市長が曾我谷川左岸での検討を指示した経緯がある。市としてこの土地の的確性について判断基準を転換した理由は何か。	
15	治水対策	土地区画整理事業なので、地下の貯水ピットは設けないとしているが、治水安全度は確保できないのではないか。逆流現象が生じて、宇津根橋から上流域も危険になるのではないか。これまで、市内の水害常襲地であった所以外でも、被害が拡大するのではないか。	※保津川(桂川)改修計画の当面計画(1/10)が概成したが、暫定計画(1/30)、基本計画(1/100)は、費用的にも景観的にもどのような見通しを持っているのか。
16	治水対策	亀岡駅北土地区画整理事業地内にスタジアムが建設されるかどうかに関わらず、貯水機能があった田を開発する以上、調整池をつくる必要があると考えるがどうか。	※答弁と合わせて、亀岡駅北土地区画整理事業の図面を資料請求

«京都スタジアム(仮称)検討特別委員会» 質疑等項目一覧表

No.	分類	質疑等項目	備考
17	スタジアム本体整備	<p>①スタジアム本体の全体像について示されたい。</p> <p>②土地区画整理事業地内に、杭打ち工法を採用して地盤形成を図るとの事だが、アユモドキの越冬地となっている地下水の水脈を遮断する、もしくは、かく乱することにつながるのではないか。</p> <p>③スタジアム用地の第三者の適正な鑑定評価の考え方について示されたい。</p>	<p>※「環境大臣意見」に従って、市が行っている5カ所でのモニタリング調査について、市議会には詳細が報告されていない。具体的な資料での報告を求める。</p> <p>※現在、京都府が三次元流動解析業務を依頼している業者名、仕様書、どんなデータをもとに検証しているのか提示されたい。</p>
18	スタジアム本体整備	立地場所も含め、亀岡市から2016年6月に、八角形のスタジアム形状・27mの高さで公安協議の図面が提出されている。この図面は、誰が作成しどのような機関で検討されたのか。議会への報告はなかったが。	<p>※公安協議でのスタジアム図面が、八角形状になっている根拠ならびにその作成者、詳細についての提示を求める。</p> <p>※この図面は市担当者から府担当者に送られたものである。</p>
19	スタジアム本体整備	京都府がスタジアム建設についての、いわゆる「事業計画書」を作成しているはずである。亀岡市はそれを入手していないのか。入手しているのなら、議会に詳細を示すべきである。	

«京都スタジアム(仮称)検討特別委員会» 質疑等項目一覧表

No.	分類	質疑等項目	備考
20	スタジアム本体整備	技術提案の概要が昨年12月、2枚の資料で示されたが、京都府から亀岡市は技術提案書を入手しているのか。入手しているのであれば、なぜ議会に技術提案書そのものを示さないのか。	
21	スタジアム本体整備	実施設計等業務の業者選定はプロポーザル方式で行われたが、評価の採点基準はどのようなものか。 入札結果の公表(16. 11. 24)によれば、参加者は(株)梓設計、(株)東畠建築事務所、(株)日本設計、(株)類設計室(50音順)の4社であり、総合点で90. 76を評価された(株)東畠建築事務所に決定。他3社は74. 77、72. 81、72. 67(各社特定不能)とのことであった。小数点2位まで出されたものなので、その採点に要した基準項目と各点数を表した資料提出を求める。	※答弁と合わせて、採点の基準項目等を資料請求
22	スタジアム本体整備	亀岡市(所管部課、職員)が持っている情報を広く市民に、ましてや議員に知らせないということは、本来あり得ないことである。計画立案段階、政策意思形成の段階での情報の提示こそが情報公開の精神であり、決定後の提示は単なる報告に過ぎない。過去から現在に至るすべての情報を議会に提示すべきである。	